NEW CITY RESIDENCE
ニューシティレジデンス投資法人

平成 22 年３月 19 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木三丁目２番31号
ニューシティ・レジデンス投資法人
代表者名
執行役員　国広伸夫
資産運用会社名
ｼｰﾋﾞｰｱｰﾙｲｰ･ﾚｼﾞﾃﾞﾝｼｬﾙ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社
代表者名
代表取締役社長　山田洋一
問合せ先
投資運用本部企画部長　加藤康敬
TEL. 03-6229-3860(代表)

ビ・ライフ投資法人との合併による割当交付投資口の特定口座による取扱いに関するお知らせ

本投資法人は平成22年２月23日開催の投資主総会の決議により、平成22年４月１日をもって、ビ・ライフ投資法人と合併し、本投資法人は解散することとなります。

この合併に伴い、合併の効力発生日の前日である平成22年３月31日最終の投資主名簿に記載または記録された投資主様に対し、ご所有の本投資法人の投資口１口につきビ・ライフ投資法人の投資口0.23口が割当交付されます。

割当交付されるビ・ライフ投資法人の投資口（１口以上の整数のものに限る。以下同じ。）の特定口座への受け入れに関して、投資主の皆様には下記の事項にご留意頂きますようお願い申し上げます。

記

●投資主の皆様に交付されるビ・ライフ投資法人の投資口の特定口座への受入れの可能性について

平成 21 年 12 月に政府において閣議決定された平成 22 年度税制改正大綱では、非上場会社等と上場会社等との合併等により非上場会社等の株主等が新たに取得する上場会社等の株式等について、特定口座で受け入れることを可能とする措置（以下「本措置」という。）が盛り込まれており、今後の関係法令の改正において措置されるものと考えられます。

現時点では、正式な法令改正の内容や時期は明らかでないため、未だ確定しているものとは言い難いものがありますが、次の要件を満たす場合には、投資主の皆様に割当交付されるビ・ライフ投資法人の投資口について特定口座に受け入れられる可能性がございますので、お知らせいたします。

(1)　本措置に係る関係法令の施行日が、本投資法人とビ・ライフ投資法人の合併の効力発生日以前の日であること。

(2)　割当交付されるビ・ライフ投資法人の投資口を記載又は記録するための証券会社の口座を、投資主の皆様がお取引される証券会社を通じ本投資法人にご通知いただく必要がありますが、当該口座通知の取次ぎに係る手続書類のほか、本合併の効力発生日の前日において保有する本投資法人の投資口のすべての取得日及び取得に要した金額を証する書類（特定口座払出通知書、特定管理口座払出通知書又は取引報告書等）を本合併の効力発生日の前日までに当該証券会社に提出いただくこと。

(3)　割当交付されるビ・ライフ投資法人の投資口のすべてを1社の証券会社のみに対して口座通知の取次ぎを行うこととし、かつ、当該口座通知の取次ぎを行う証券会社に特定口座が開設されていること。

※　証券会社によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細は各証券会社へお尋ねください。

以　上

※本投資法人のホームページアドレス　http://www.ncrinv.co.jp/